

<p>例 規 名</p>	<p>富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>制 定 趣 旨</p>	<p>子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第93号）が公布されたため、同施行令を引用している本市条例の一部を改正するものです。</p>
<p>制 定 内 容</p>	<p>(1) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている児童が保育所等へ入所する場合、里親と同様に、保育所等の利用者負担を求めないこととする改正を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正条文 <ul style="list-style-type: none"> 別表第1備考1 <p>(2) その他文言整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正条文 <ul style="list-style-type: none"> 第3条第1号イ
<p>施 行 日</p>	<p>公布の日から施行</p>

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。<u>次号</u>において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに<u>児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親</u>である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(利用者負担の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。<u>第2号</u>において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親</u>である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。</p> <p>2～4 (略)</p>